

平塚市市内事業者優先発注に関する指針

1 目的

本指針は、入札契約の競争性、公平性及び透明性の確保を前提としたうえで、平塚市が締結する契約により、市内経済の発展を目指し、持続可能な活力ある地域社会の実現に寄与し、さらに、地域における雇用の確保と市内事業者の育成が図られることを目的とする。

2 定義

市内企業	市内事業者 (市内本店)	次のいずれも満たすことを要件とする。 登録簿上の本店(個人事業主の場合は主たる営業拠点)が平塚市内にあること。 平塚市内にある事業所において、事業活動を行うことに必要な機器材や事務機器を有していること。
	準市内事業者 (市内受任者)	次のいずれも満たすことを要件とする。 平塚市内に支社、支店、営業所等を有し、入札契約における権限を付与されていること。 平塚市内にある事業所において、事業活動を行うことに必要な機器材や事務機器を有していること。
市外企業	県内事業者 (県内本店)	登録簿上の本店(個人事業主の場合は主たる営業拠点)が神奈川県内にある事業者。
	準県内事業者 (県内受任者)	神奈川県内に支社、支店、営業所等を有し、入札契約における権限を付与されている事業者。
県外企業	上記以外の事業者	本社又は営業所等の委任先が神奈川県外にある事業者。

3 発注に関する指針

(1) 建設工事(修繕、工事にかかる委託を含む)

工種、等級格付け及び求める施工実績等の要件により、参加が可能又は予想される事業者が市内事業者で所定の入札参加可能者数を概ね充足し、十分な競争性が確保されると認められる場合は、原則として市内事業者を対象とする。

の要件により、市内事業者だけでは対応できない又は十分な競争性が確保できないと認めるときは、準市内事業者、県内事業者、準県内事業者、県外事業者の順に対象を拡大する。受注者に対し、下請負、建設資材、物品調達等においても、市内事業者への発注に努めるよう要請を行う。

(2) 物品及び一般業務委託等

登録希望業種の順位、履行能力、履行実績、登録、許可、免許等の資格などから、参加が可能又は予想される事業者が市内事業者で所定の入札参加可能者数を概ね充足し、十分な競争性が確保されると認められる場合は、原則として市内事業者を対象とする。

の要件により、市内事業者だけでは対応できない又は十分な競争性が確保できないと認めるときは、準市内事業者、県内事業者、準県内事業者、県外事業者の順に対象を拡大する。

4 その他

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札において、工種や業種、製品の特殊性などから入札参加可能事業者数に達しない場合は、その実情に応じた扱いとする。
- (2) 担当課執行又は随意契約による場合においても、原則として市内事業者を対象とする。但し、これにより難しい場合を除く。
- (3) 入札参加条件、指名選考に関する委員会等の設置を要する案件については、本指針の対象外とする。
- (4) 本指針は、市内事業者の受注機会の確保を目的とするものであり、市内事業者が本市のすべての公共調達を受注することを目的とするものではないことに留意する。